

《 黙示による包括的な同意について 》

個人情報の第三者への提供については、原則、本人の同意を必要としていますが、「法第23条第2項」及び同項に係る「健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」において、加入者の利益になるもの、または事業者側（当健康保険組合）の事務及び経費負担が膨大になる上、明示的な同意を得ることが加入者本人にとって必ずしも合理的であるとはいえない事項については、あらかじめ、（１）第三者に提供すること、（２）提供される情報の種類、（３）提供の手段、（４）求めに応じて提供を停止すること - の４項目を本人に通知し、又は本人の知り得る状態においている場合に限り、本人の同意を得ずに情報提供を行うことができると規定されています（「黙示による包括的な同意」）。

同法に基づき当健康保険組合では、以下の事項を「黙示による包括的な同意」とし、公表します。
なお、同意を希望されない場合は当健康保険組合の相談窓口までご連絡くださるようお願いします。

- 医療費通知、高額療養費・付加給付金未請求者への確認文書、接骨院等受診者へのお知らせ文書、傷病原因に関する照会文書を事業所経由で世帯単位にまとめて被保険者へ配布すること。
- 「健康インフォメーション」（※）を事業所経由で被保険者へ配布すること。
- 事業所の産業看護職及び健康管理担当責任者に対する「被保険者の生活習慣病に係るレセプト情報のうち医療機関受診の有無」に限定した情報の提供。

（※）「健康インフォメーション」とは健診案内、健康状態に関する当健康保険組合の顧問医からの連絡事項（意見書等）及びデータヘルス計画の実施に必要な連絡文書（受診勧奨通知等）。